

課題研究② 「学校選択問題」の理論・比較・実証研究

(2002年8月31日、教育学会大会：福岡教育大学)

文責 久富 善之

0、はじめに

義務教育段階の公立学校に、父母による学校選択の制度を導入する試みは、1980年代からすでに世界に広がっている<新自由主義に立つ教育改革>の切り札であり、またトレンドになっている。じっさい日本でも、80年代の臨時教育審議会・第一部会で打ち出されたこの「選択制」は、その時点では実現されずに、文部省からの「公立小・中学校通学区域弾力化」の通知を引き出すに止まったが、90年代では行政改革委員会「規制緩和推進に関する意見」・第2次(1996.12.16)で再び強く主張され、財界筋でもたとえば社会経済生産性本部『選択・責任・連帯の教育改革』(1997.7.23)という報告における「改革」の柱の一つになっている。この報告は、この間の官庁・財界諸文書の中では<新自由主義>という点で最も徹底したものである。したがって官僚機構による必要以上に細かい(ここで「必要以上に細かい」という意味は「官僚こそがこの国家の権限を保持する者だ」ということを「他の者ども」の骨身にしみて分からせる、という以外にはほとんど意味を持つとは思えないかのような無意味な規制の数々の存在を指している)各種統制の排除という点では実に説得力を持つものである。しかしそれが「市場こそが民主主義よりもっと民主的である」という<市場万能主義>に立っている点には検討の余地があると考ええる。

ところで現在の文部科学省は、学校選択制度を政策として全般的・全国的に行うことにとりわけ積極的に取り組んでいるとも思えない。しかし否定しているわけでもないらしく、『平成13年度文部科学白書』(2002.1.18)には「通学区域弾力化」の各地の事例として、品川区の選択制度の事例が「弾力化」の一環として許容され、5行ほど肯定的に紹介されている。

そうした文部科学省の姿勢を反映してか、あるいはグローバル・シティー東京に特有の現象なのか、(朝日新聞東京版2002.12.5の報じるところによれば)「通学区の自由化」制度は東京区部を中心に加速的に拡大していて、

来春は中学校段階で14の区が新1年生についてこの制度を採用しており、多摩地区でも3市に広がり、2004年度からの採用ないし検討中を含むとさらに数が増える、という状況である。それは埼玉県・神奈川県首都圏の他都市にも徐々に広がっており、いずれにしても今日の小・中学校教育制度問題として(それに賛成するにせよ、反対するにせよ)避けては通れない現実的「改革」問題になっている。

本課題研究は、この「義務教育公立学校の父母による選択制度＝通学区域の自由化」をめぐる、a:その理論問題の検討、b:外国でも進んでいる諸事態との比較研究、そしてc:日本で今この点で何が起こっているのかの実証研究、のどの面でも(すでに事態は急速に進行しているのに比べて)研究の方が遅れているという認識に立ち、これらの点に集中した「課題研究」の必要を考えて始められたものである。本年度の学会大会ではその手始めとして、東京でこの制度に先鞭をつけて3年を経過する「品川区」(それは広がるこの制度の各地での一つのモデルケースにもなっている)を検討対象に取り上げた。報告は、

若月秀夫氏(品川区教育長)「通学区域の弾力化と学校経営の転換 — 公立学校の将来展望と教育改革」

深見匡氏(東京都立大学)「品川区における学校選択制度の検討 — 実施三年目を迎えてその政策評価に向けて」

の2つであった。若月氏は学校選択の品川区導入に主導的役割を果たした教育長であり、深見氏はこの課題研究メンバーの中で以前から現地に入って独自調査を含めてもっとも深くその状況をつかんでいる研究者である。

さらに指定討論者として、大会現地福岡県でこの問題を研究している、

吉岡直子氏(西南学院大学)

と、課題研究メンバーで米国の状況に精通する、

高野良一氏(法政大学)

の二人に問題提起をお願いした。司会はこの課題研究の

責任者である筆者（久富）が担当した。

1、若月品川区教育長が語る「学校選択制」の背景、狙い、そして成果と進行状況

若月教育長は言葉を選び、またどんなに「断定的」に語ることもがらに關してもそうでない側面が存在することを一つひとつ必ず付言するほどの慎重さであったが、品川区がこの「学校選択制」を導入した背景・狙い・成果・現段階の方向について、およそ次の諸点を述べた（以下は、筆者がノートとテープ起しとに基づいて忠実を期してまとめたものである。「」はテープからの再録）。

(1) 「学校選択制」導入の背景（＝改革動機）

面積23平方キロに人口32万8千人の品川区には、公立の小学校40校、中学校18校あるが、自分が小学校長から教育長に呼ばれた段階で、小学校入学の約7%は国立・私立へ、公立小学校卒業段階でさらに27%が中学校として国立・私立と他区の公立へ進む、といった状況で平均3割5分の家庭が品川区の公立学校を選ばない状況がある。「これをやはり何とかしなくてはいけない、というきっかけが一つありました」、教育行政を責任持ってあずかる者として当然の発想として。

背景のもう一点は、小学校教員出身である者として、教員たちが「子どものためと口癖のように言いながら」「誰一人本気で学校を変えようとしていない」「現状維持的、保守的、上意依存的」な体質、「こうした妙な体質を変えて行く、何か方策はないのか」を考えた。

「第三の教育改革」と言われるが、それはただ意識に働きかけるだけで実現するのではなく、結局制度を根本的に変えなければ関係者の意識も変わらない。一自治体でも変えられる制度が、教育委員会が保護者に「就学通知」を行なうのに、親が「学校を選ぶ」ことを可能にするという点だった。

(2) 学校選択制導入の中心的な狙い（＝目的）

- ①、学校を選ばれる存在にすることで、教員たちに安穏とした生活をさせない制度上の舞台装置をつくることが重要である
- ②、「自律的な学校経営」という理念を理解できない校長たちに、OJTで自律的な学校経営の必要性を学び、「地域の人や子どものニーズといったものに学校が応えることをいつも気にする校長」にする。つまり一番の狙

いは「管理職の資質向上、校長の意識向上、能力開発」であり、それらを通じてスクールリーダーを育てることであった

- ③、「特色ある学校づくり」に向う学校の内発的な努力があり、それを行政としても応援していく、そういう学校と行政との相互関係をつくることで、地域に信頼される学校になること

このような狙いを実現するために、学校には大変だけれども（そして当初抵抗もあり、今も反対論もあるが）、敢えて選ばれる存在にする制度を導入した。「ここで一旦、苦しんでもらうしかない」と考えた。

(3) 制度変革を通じて現実に起こった変化（＝成果）

この制度を実施した結果、明らかにいくつかの変化が起こっている。

- ①、「研究発表」に値しない自己満足の研究発表会が小・中学校に横行しているが、最近品川では、学校が抱える問題点、できなかった点、分からない点を明らかにする研究発表会が少しずつ出てきた。
- ②、今度の指導要領での授業時間の減少に対して、中学校の中に、親の心配を受け止めて、以前と同じ時間数を確保したカリキュラムを出してきた学校がある。そこには親のニーズに応える学校の内発的な発想と努力が出てきている。
- ③、小学校に「学年担任制」という新しい校内組織を作った学校がある。それで不登校の子どもが登校するようになった点は（学年担任制実施との）因果関係はわからないが、親に向けて「子どもが一人の担任と合わなくても大丈夫という安心をアピールする学校」が出てきたということである。
- ④、小学校2校と中学校2校で、1つの教科の時間数を増やして重視し、たとえば「理数系の小学校」としてその専門の教師も集めて特徴を出す、また「読書指導」「文学教材」を特別重視するといった特色の学校が生まれている。
- ⑤、最近の学校評価で言われる数値目標について、中学校で「英検〇級、〇点を、何年で目指す」ということを明確に打ち出す例も出てきた。
- ⑥、そういう中で、本年度から品川区では「学校の外部評価制度」を始めたが（学校選択制導入の時のような）抵抗はなく、すんなり通るようになった。
- ⑦、施設上の格差をなくす努力の一環として、来年の夏までに全ての学校・全ての教室に（何年計画でなく）いっせいにクーラーを入れる、それに必要な金をこち

らが区長部局で取ってくる。これも学校選択の中で各学校がこれだけ努力してくれたおかげである。

以上が若月氏の報告の概要である。「背景」でも「狙い」でも「成果」でも、学校側（校長と教職員）の姿勢が強調されていた点が印象に残った。つまり、背景として「親の側から公立学校を選択したいという希望が強く出された」というようなことはなく、背景はあくまで、校長から教育長になった若月氏本人の危機的課題意識、つまり「35%の家庭の公立離れ」「教員たちの（口先だけで）不勉強・不熱心の体質」「制度を変えねば教員の意識は変わらない」といった教育行政官としての認識と課題意識として語られた。また「制度の目的・狙い」でも、子ども・父母の学校選択権という話はなく、「だらけた教員」と「自律的経営がわからない校長たち」に制度変革によって現実に迫られるOJTの学習の場を与え、彼らを育てることが主要な狙いという点が強調された。だから学校現場からの抵抗は覚悟の上で敢えて踏み切ったと説明された。さらに「成果」でも、子どもの姿は「因果関係不明」の不登校事例以外には語られることはなく、成果としては各学校独自の「特色ある学校づくり」目標施策と、それへの校長レベルの取り組み姿勢が内発的・積極的になったと見られる点が強調された。その意味では「狙い」は成功していることになる（それによってその学校での教職員・子ども達の現実の教育・学習活動が豊かになったのかどうかは見えないが）。

2、課題研究メンバー深見氏が報告した品川区「学校選択制」の3年間・中間総括

深見氏は配布したレジメ・資料で、自分が把握したこの制度展開の3年間の観察データに基づいて、6項目に分けて報告した。その内容は大要次のようであった（レジメとテープ起こしに基づいて報告を要約した）。

(1) <地域総合教育改革計画>としての

品川区「プラン21」

「プラン21」は、1999年若月教育長の着任によって策定・決定されたもので、学校の「特色化」と通学区の「ブロック化」のセットで始まり、本年度から学校の「外部評価」が2本柱をつなぐように加わった。その特徴は「[行政による上からの「特色類型」の提示] ⇒ 「[校長権限強化（リーダーシップ）] 論による校長主導の学校経営」

⇒（本年度から「[外部評価]」、「成果重視の予算配分」）
⇒ [子ども・保護者の「学校選択」] という一連のものから成り立っている。因みに、「学校特色」は、「習熟度別学習推進校」「教科担任推進校（小）」「国際理解教育推進校」「小中連携教育推進校」「公開授業推進校（中）」「福祉教育推進校（中）」などとなっている。このように複数モデルがあらかじめ教育委員会から提示され、各学校に割り当てられる、その意味で「上からの主導性」が強いのが「プラン21・改革」である。

(2) 通学区「ブロック化」という政策

品川区では、2002年度小学校入学予定者が1,813名で、一校平均45.3人と少なく、行政側に「学校過剰感」があるかもしれない。これに父母の「公立学校離れ」が重なっている。

ブロック制自身は、小学校では約10校の4ブロックに分けそこから「自由選択」（それ以外に文部省通知に言う「通学区変更」制による、ブロック外「理由申請変更」という形の「選択」も可能）、中学校では全区を1ブロックとする「自由選択」で、外部受け入れ枠40名を越える場合「抽選」という方式である。

(3) 小学校での実施3年目までの全体的傾向

①、小学校入学時点の数字として、表Aで全般的動向を見ると、「指定校変更率」は年々増えて本年度は30%を越えるレベルに達しており「変更＝外部選択」が拡大している。

②、実施3年目までを、各小学校ごとの「集中度指数」の分布として図Aで見ると、「集中校」群と「流出校」群との分化に関して、初年度はまだ中央（集中度0.9～1.1）の中間校群に分布の山が見られるが、2年目・3年目とその山が消えてどこも同じ高さに、つまり「集中校」と「流出校」とへの両極分化が、進んでいる。

③、図Bは実施3年目の分布を地図上に見たものだが、こうした「移動」の要因としては、「集中校」・「流出校」の隣接性／小規模校を忌避する傾向／進学イメージを背景に持った「人気校」への集中／「荒れ」の噂のある学校の忌避、などが確認できる。「集中」と「流出」とは固定しながら拡大しているが、小規模校忌避に関しては、昨年0.19の最下位校が今年0.47に回復する、初年度0.46の最下位校も2年目は0.82と回復するなど、「統廃合はしない」という行政の明言と学校の意識的努力とがある効果を見せている場合もある。

(4) 父母による選択の基準

①、品川区教育委員会実施のアンケートでも、行政が意図する「学校の特色」を選択理由に挙げる回答は少数である。

②、独自に実施した「初年度選択制体験の1年生保護者」対象調査（188名回答）では、選択制の必要性について「必要」「必要ない」「わからない」が3分して、未経験者の支持率6割を、経験者では大きく下回る3割である。

③、選択基準では「学校の特色」は低位である。「選択にあたって求める情報」については、「担任の先生の人柄・教育観」「教職員集団のまとまり」に強い不足感が回答されている。現行の「特色化」といった「外形的特徴」よりも、「教育活動の実質」に関する情報を求めている。

④、選択制体験後の感想として、「教育を考える機会になった」は多いが、「学校を身近に感じる」「公開性」「学校への意見が言いやすく」という点の回答は低い。「学校への参加」の要求や意思は比率高く回答されているのは逆の現実評価になって、現行制度設計への家庭側からの不満・不足感がそこに表明されている。

(5) 上からの「特色化」がもたらす矛盾

もう一つの柱である「特色化」は、どれもアイデアとしてはユニークで、短期的には人気の出ているものもある。だが、それを進める媒介である「校長の権限強化」は、実質的に学校の自律性を強める方向には働かず、むしろ「校長権限を介在させた上からの行政プランの強制的な実現」として作用している。そこでは、教職員からの合意調達が弱く、「内発的な改革」にはなっていない。じっさいこの間、品川区からの人事移動希望が増加して、都区内最高比率になっている。

学校の情報公開も、選択制のためのPRのためになっており、むしろ日常の学校生活で活かされる学校参加制度が課題になっている。

(6) 「中間的総括」として

中間総括として、3点をあげると以下ようになる。

①、選択制によって生じる学校間の入学比率格差拡大について、流出校に対する行政支援が必要である。

②、「特色化」は類型モデルへの（校長権限強化を介した）学校適応の形になっている。これは「行政は区民の教育要求を知悉している」との設計主義で、それがむしろ「教育の自由」の制限につながり、＜学校現場での改革意欲調達の弱さ＞という、この制度設計の重大な弱点

になっている。

③、地域住民・保護者・子どもの教育要求が、日常的に学校へ伝達される具体的な諸制度の創設が必要である。

深見会員の報告は、数年にわたる自身の現地調査によるもので、そこで語られた状況とそれが抱える問題点に関するいくつかの指摘は、先の若月氏の報告がはらむものと噛み合って、検討されるべき問題点を、実態に基づいてリアルに浮かび上がらせるものだったと考える。

とりわけ深見氏が、この選択制一般を頭から否定する方向へと諸問題点を位置付けるのではなく、品川区の現在の「制度設計」にいくつかの弱点がある（特に、「子ども・父母の要求・参加を組み入れる回路の不在」、「学校現場での教職員の改革への合意調達の弱さ」の2点で）という総体的認識へと導いて、その制度設計への改善提案を「中間的総括」にまとめた点に、本報告の特徴を感じた。

そこでそのような弱点は、この「プラン21」の「行政が上から学校現場に押し付ける」という改革性格に本質的に伴っている問題なのか、それともいくつかの制度設計を部分的に改良すれば緩和・解決する問題なのか。またどのような思想や姿勢や状況のとらえ方があるときに、そのような諸点が「どうしても改善すべき問題だ」という課題意識を、「改革」推進者が持つことができえるのか、またできないのか。こうした面での深見報告のまさに「中間的性格」を感じ、同氏も強調していた今後の追究に期待を持った。それは彼個人の課題に止まらず、私たち課題研究全体に課せられた追究点である。

3、二人の指定討論者からの問題提起

前半の二人の報告自身が、すでに相互にからんで議論・対話になっている面があったわけだが、一旦休憩後、二人の指定討論者からの発言から本格的な議論に入った。

(1) 吉岡直子氏が福岡県3事例を踏まえ提起したこと

（この箇所は録音記録が欠落して、筆者のノートに拠った）

①、全国75市町村から回答を得た調査で、大多数の自治体が通学区について「大幅な弾力運用を行なっている」との回答を得ており、今後の方向として「選択制（＝通学区自由化）」については、「検討する」「考えない」「これから考える」に回答が3分している。

②、福岡県でもまず嘉穂郡の穂波町が、品川区をモデルに本年度4月から「選択制」を導入したが、小・中合わせて全体で変更選択者は5名だけであった。学校紹介パンフづくりも、管理職がやっており一般教員では消極性が目立っている。教育委員会も「選択が少なくてもいい、学校のカンフル剤になれば」「父母・住民への説明会はやらない。説明会には『反対者』しか来ないから」と発言している。

福岡市は、165の小学校と68の中学校があるが、「通学区域の弾力化」で対応しており「選択制は考えてない」と当局者が回答している。

久留米市は、27の小学校、13の中学校だが、過大規模になったある一つの小学校が31学級あるので、隣接する4校に一定の枠内の人数が移れる、という形を採用した。しかし移動したのは8名だけで、過大規模校の解消にはつながっていない。

③、福岡県の3事例を、品川区の状況とも対比して、「選択制」をめぐるいくつかの課題・論点を考える。

（論点1）通学区「弾力的運用」と「選択制」との関係

どちらも市区町村の通学公立学校の指定制度は変わっていないので延長線上にあって、「選択制」は居住地による制限を取り払う「運用」の問題であるのに、それがトレンドになって「学校選択制」という「改革」だと呼ばれ、そうでなければまるで「守旧派」でもあるかのように言われるが、その区別は制度上はあいまいである。

（論点2）教育条件整備と「選択」の不確定性

久留米市の例でも「選択制」は過大規模校の解消になってない。選択数が不確定なので、各学校の教育条件整備という課題とは常に矛盾せざるを得ない。別学区から通う子どもの「通学の安全」は、どうなるのか、選択者の自己責任になるのか？ またこれによって子どもたちの生活圏が広がり、通学範囲が地域を分断する。「学校にとっての地域性」・「地域にとっての学校」はどうなるのか。つまり、学校選択で父母と学校が一つの契約関係になるとすると、学校存在に対するその地域住民の「当事者性」はどこに行くのか？

（論点3）「行政手法」としての合意形成の問題

この制度は今のところ、上から啓蒙的に「よいものです」という形で進められているが、そこには子どもたち・親たち・住民たちが制度に主体的に関わる権利がないという問題がある。＜情報公開＞や＜参加＞ということがどれだけ出されるのが課題である。

吉岡氏の3つの論点（弾力運用との関係、教育条件整備

との矛盾、主体的参加の権利）は、自身の調査に基づく福岡県の3事例の検討を土台にしながら、そこにも反映してきている「品川モデル」について、批判的な検討を加えて提出された疑問点で、先の深見報告の実証とも重なり、若月報告にからむ論点提示になったと考える。

（2）高野良一氏が米国の改革と品川区の改革を比較する形で提示した論点（この箇所も録音記録が欠落して、筆者のノートに拠った）

①、若月教育長に「リスクを恐れず、納税者に責任を負う」「ストロングな企業家精神豊かな」COE（Chief Executive Officer）の新しい<role model>が日本にも登場したことを感じた。

（論点4）その際、学校と行政とのパートナーシップ、教育委員会と組合との関係、また区と都の関係、さらに親・住民との関係など、教育改革の主体形成上、いわゆる<stakeholder>たちがどのように関係しているのか。

③、学校選択制は一般に、学校間競争によって学校の内部からのインセンティブを高めるものであるが、品川区の指定校変更の選択制は「公共的な規制のある選択制」（control choice）であると言える。つまり、米国のケンブリッジなどのやり方では、全ての親が選択を迫られるが、品川では希望者だけに制限されている。また、品川区で統廃合を行わず「小さい学校を維持する」という方針は、米国の<small school>運動にもつながっている。その意味でも「規制のある選択制」になっている。

（論点5）その際「制度が意識を変える」のはその通りだと思うが、ただしケンブリッジの場合では、制度と学校の親へのていねいな紹介、学校別の統一パンフレット、「親支援センター」の存在、さらに学校内には「ファミリー・コーディネーター」が常駐して親の要望を受けてアレンジしてくれるということがある。そのような点はどうか考えるのか。

（論点6）教育長と校長のリーダーシップは、教職員にとって「インセンティブ」になっているのか、それとも「コントロール（統制）」になっているのか。つまりリーダーシップの質は受け手側で実現する必要がある、教員が学校の当事者になれているのかどうかは課題になる。米国ではSBM（school based management）、英国ではLMS（local management of school）と呼ばれている学校の自律的経営では、stakeholder たちの参加とパートナーシップが強調されている。この点をどう考えるか。

高野氏からの3つの論点は、若月教育長がその教育経営

の新しい方式を貫くならば、結局「当事者たちのパートナーシップ」を形成して、そのインセンティブを確保する点に、リーダーシップの発揮が求められる、という課題を、米国の事例も紹介しながら提起するものであった。

4、残された質疑・討論時間で話題になった点

(ここは筆者のノートとテープ起しとでまとめた。)

台風のせいで1時間遅れで始まったこのセッションでは、残された質疑討論時間は少なく、せっかく出されたいずれもポイントを突いた上記の6つの論点に即して議論を行なう時間はなかった。まず、焦点の品川区の選択制制度についてから始まった。

(1) 品川区選択制への若月教育長の回答

深見氏・吉岡氏・高野氏から、問題指摘・課題提起・質問が集中する形になった若月教育長は、次の4点について回答する形で発言した。

①、教職員のこと、「さまざまの主体」として教組のことが出たが、教組は基本的に「改革」に対して保守的な姿勢で、これと共同するところまで行っていない。

②、東京都との関係も出たが、現在は区に教員の人事権がない点が「改革」進行の障害になっており、この点を何とかしたいと考えている。

③、教員に移動希望が多いという話があったが、これは全体の人数が少なく、移動希望人員も人数的には少なく、その動きはいろいろあるので、問題だとは考えていない。

④、学校格差が生まれ広がっているという指摘があったが、「格差」が施設・設備に生じているのであれば重大で、それは行政として平準化に責任がある。しかし人数の増える・減るの問題は、小人数化することでそこに特色も生まれるので、それを「格差」とは考えていない。この手の批判は問題にしない。

以上がとりあえずの若月氏の発言であった。その後、質疑・議論になった中からここでは、2点をあげておきたい。

(2) 教職員・父母・住民の参加問題

品川区の「学校選択制」について、深見・吉岡・高野3氏ともから、表現は若干違うがいずれも「教職員・父母・住民の参加」ということが、制度に欠落しているの

ではないかという指摘があり、司会者からこの点について若月氏がどう考えているのかを重ねて質問した。

若月教育長の回答は「教職員を巻き込んだ学校特色化と選択制ができれば、それは望ましいし、また父母・住民参加の学校経営もステップとして考えるが、ともかく現段階では校長たちからアイデアも出て来ない状態なので、いきなりそこに行くことはできない。率直に言って日本の学校には今そのステップに行く力がない。だからまず、選択制と特色化とをセットで校長・学校自身がそういう経験をするというのが何より重要だと考えている」という回答があった。

つまり「改革」の段階論の第一ステップは、まず選択制と特色化の渦中に学校を置いて、校長をそれに耐えるリーダーに教育することだ、という考えである。教職員のインセンティブや、父母・住民の参加などの進んだ事例や議論は、その先の先の話、ということである。

(3) 「学校格差」をどう考えるか

フロアーからの質問で「学校格差」は何を指しているのかという点があった。深見会員は「教育活動の実質的なレベルの違いまで調査では把握していないので、ここでは『選択が集まる学校』と『集まらない学校』、それを格差だと考えて報告した」と回答した。

若月教育長は先の発言の趣旨をくり返し「じっさい、立派な施設の中学校に子どもが集中するということがある。だから設備・備品上の格差の調節には気を使っている。しかし、選択する人数の多い・少ないは格差だとは考えない」と回答した。

入学人数の集中度・流出度で両極へ広がっている、ということは、それら学校に対する子ども・父母・住民の「評判」に大きな差が生まれているということであり、それは地域社会の中に「公立学校間の上下序列感覚」を社会意識として生じさせる。それが、どれだけ客観的に根拠がある「正しい評判」、つまりその学校で現実に行なわれている教育活動の水準を反映しているのかどうかはわからない。しかし人間社会は共同幻想として、自分たち自身でそのような上下格差感覚を作り出し、そして自分たちがそれに縛られるのである。そういうメカニズムが全国で高等学校間・大学間の格差を形成し、受験ではそれが偏差値・難易度として決定的に重要な縛りとなってきた。だから「評判」の格差は「根拠がないから」とか「一部には小人数を選ぶ人もいる」とかいった楽観論で無視できる問題ではなく、公立小・中学校に高校・大学と同じような格差序列世界を創り出し、そこでの学校

間競争第一主義を学校関係者に生み出しかねない重大問題であると筆者は考える。

5、本課題研究の今後の追究課題に寄せて

若月教育長の話を初めてじかに聞き、議論する機会を得た貴重な課題研究の時間になった。昔から「教員たちに一番甘いのも教員仲間の仲間内意識だが、教員に対して一番批判が厳しいのもまた、教員自身・元教員など教員出身者である」と日本の教師の歴史で言われて来た。若月氏はまさに後者の典型の一人で、校長たちや教師たちの「不勉強」「不熱心」「依存意識」に対する批判意識が何より強かった。そういう意見を持った教師・元教師は過去にも現在でもいくらでもいるわけだが、それが現在の「教育改革」路線の「教師批判」「学校批判」を追い風にした学校と教師をめぐる管理方式の変更・組み替えと重なって、そこに乗った「学校選択と特色化」という「改革」の形を取っている姿を見ることができた。

また、「品川モデル」になっているこの選択制度は、子どもや父母の権利や要求から出発しているのではなさそうである。だとすると、教育行政担当官が、なんととも始末の悪い教員社会の校長たち、教員たちをどうやれば、活力ある「リーダー」や「担い手」に仕立て上げられるか、そこに話の焦点が行ったのもうなずける。

もちろん冒頭に触れた社会経済生産性本部『選択・責任・連帯の教育改革』（1997.7.23）のように、より一貫した「新自由主義教育改革」の立場から、官僚機構による教育統制を批判し、また父母の参加を大胆に認める「学校選択制」提案もある。だから、日本の現在の（東京を突出点とする）学校選択制の広がりや、「若月モード」一色でくくるわけにはいかない。

しかし、とりあえず他国に比べても「官僚統制への批判と反省がない」「学校への本格的な権限委譲と学校の実質的自律経営がない」「生徒・父母・住民の本格的な参加がない」という、この3つの「ない」は品川に限らない（吉岡氏は福岡の事例に基づいて指摘していたが）「日本型学校選択制」のこれまでのところの特徴だと思われる。

日本の場合なぜそうなるのか、諸外国の事例と比較してどこが違うのか、それが何をもたらしているのか（そのメリット・デメリット）、また地域によってどのような違いが生じているのか。そのような点について2年度目には、いくつかの事例について、全般的動向について、

現実把握の視野を広げ、調査を進めたいと考える。

事例に即すことになると、そこに重なっている学校管理・教員管理方式の転換、父母・住民と学校・教師との関係組み替えの課題も合わせて考えることになるだろう。

いずれにせよ、学校関係当事者(stakeholder)の中で、「教師だけが特権的に信頼される」という<専門家教師信仰のフィクション>に立って、学校・学級運営が行なわれる時代は終わった。だがそれに変わるやり方が、教師たちの士気をくじくのでは、結局教育の中味はよくなる。そこにどういふ思想と制度が求められているか。日本の公立小・中学校の制度改革の焦点の一つにせりあがってきた「学校選択制」の問題が、そのような考察の試金石になっていることを改めて感じる2002年8月31日であり、今後の追究への意欲を駆り立てられる半日の議論だった。

<注>以上は、文責・久富によるまとめであり、報告者・討論者の発言も（できるだけ忠実を期したつもりではあるが）すべて筆者による要約であって、そこに必然的なバイアスのある点をお断りし、またお許し頂きたい。